

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	玉陵及び識名園内の商行為等の許可		
根拠法令及び条項	那覇市玉陵及び識名園条例第6条・那覇市玉陵及び識名園条例施行規則第7条及び第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第2号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) ・世界遺産に指定された玉陵及び識名園の雰囲気損なわないもので、あること ・那覇市玉陵及び識名園条例 第6条 ・那覇市玉陵及び識名園条例施行規則第7条・第8条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成5年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成25年3月29日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して7日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年12月25日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化財課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

那覇市玉陵及び識名園条例

(行為の制限)

第6条 ^{タマウドワン}玉陵等の区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 露店等による商行為を行うこと。
- (2) 募金等を行うこと。
- (3) 集会を開催すること。
- (4) 植樹等を行うこと。
- (5) 物品を陳列及び展示すること。
- (6) その他市長が指定する行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の^{タマウドワン}玉陵等観覧に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、必要な条件を付して同項の許可を与えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、第1項の許可を与えない。

那覇市玉陵及び識名園条例施行規則

(撮影の制限)

第7条 条例第6条第1項第6号に規定する市長が指定する行為は、業として行う写真機等による撮影とする。